

## アメリカにおける州と地方／連邦と州(地方)の係争処理の個別事例

神奈川大学法学部 柴田直子

## I 州と地方

地方政府の行為または条例が、1) 州憲法に違反する恐れがある、2) 州法に違反する恐れがある場合。

	州憲法に違反する恐れがある	州法に違反する恐れがある
執行府による行政的介入	<p>● (事前・事後) 地方政府の政策等の合憲性・合法性を確認するために、地方政府自身、州議会議員等が、州 Attorney General (法務総裁・司法長官) に一般的な法解釈について opinion を求める。但し、具体的な自治体の条例等の合憲性・合法性についての質問には答えない。(AG は、訴訟になったときに、中立的な立場として参加する立場であるため。) (*ワシントン州のAGに関する規定)</p>	<p>● <u>州法に義務付けられた事務の実施</u>において、 ex. Growth Management Act → 州に Growth Planning Hearings Board を設置 → 地方政府の条例が GMA に反していないかどうかをチェックする。ただし、私人等による申立てをうけて審査する。(*ワシントン州の Growth Management Act の一部抜粋)</p>
執行府による司法手続を用いた介入	<p>● <u>地方政府の自治的な事務の実施</u>において、条例が州憲法に違反する恐れがある → 一般論として、Parens Patriae 訴訟が可能——具体的な法律による訴権の付与がなくても、州民を保護する目的等により、州は訴訟を提起し、法の実現をはかることができる。(*英米法辞典による定義)</p> <p>● <u>地方政府の自治的な事務の実施</u>において、<u>地方政府の公務員の行為が、連邦憲法(連邦法)に違反する恐れがある場合</u> → Parens Patriae 訴訟——Pennsylvania v. Porter, 642 F.2d 687 (1979) ・ ・ 地方公務員の人権規定違反を州 AG が連邦の裁判所で争った。(*事件の概要)</p> <p>● 逆に、<u>州法に義務付けられた事務の実施</u>において、州法にもとづく事務の実施が、州憲法に違反する恐れがある場合、一般的には、地方政府は、裁判所に訴訟を提起し、州法が違憲であるという宣言的判決を得てから、州法への不遵守を表明する。</p>	<p>● <u>州法に義務付けられた事務の実施</u>において、→ 州法への不遵守 Writ of Mandamus が一般的 → Lockyer v. City of San Francisco (2004) → 州法の執行を委任された地方政府が州法の合憲性を独自に判断して執行を拒否したため、州 AG が執行を命じて writ of mandamus を求めて訴訟を提起した。(*事件の概要)</p> <p>● <u>州法による先占 (preemption)</u> と上乗せ条例 Pennsylvania v. Locust Township and Locust Township Bd of Supervisors, 968 A. 2d 1263 (2009). 州農業法にもとづき、州 AG が州法に反するタウンシップの条例の無効と執行差止をもとめて訴訟を提起。(*事件の概要)</p>
議会による立法的介入		<p>● 銃製造会社に対してアトランタ市が提起した訴訟を差止めるために、市によるが銃訴訟提起を禁止する州法を制定。</p> <p>● ピアース郡(WA)の HIV 陽性患者情報に関する政策に反対する WA 州が郡の行為を禁じる州法を制定。</p>

## II 連邦と州

州政府の行為または立法が、

- 1) 合衆国憲法に違反する恐れがある、2) 合衆国法に違反する恐れがある場合。

	合衆国憲法に違反する恐れがある	合衆国法に違反する恐れがある
執行府による行政的介入		<p>●<u>連邦政府は州に特定の立法を義務付けることはできない。</u>(NY v. US (1992))→ 但しインフォーマルには？(別紙) County of Santa Cruz v. Gonzales (2008) ——連邦の政策に反する州法の改正を迫った事例。 (※郡側の訴状の一部抜粋)</p> <p>●<u>連邦政府は州(地方)公務員に一定の行為を義務付けることはできない。</u>→ 判決によると、その理由の1つとして、憲法2条3節の定める大統領の責務「法が誠実に執行されるよう配慮し・・・」と矛盾する。(Printz v. US (1996)) →大統領には、州(地方)公務員による執行に介入できないことを示唆するものといえる。</p> <p>●<u>連邦法のプログラムへの自発的な参加の場合</u> (ex. Clean Air Act, Social Security Act 等) →その州が連邦法を遵守しないと連邦の所管の省庁が考える場合、対抗措置(補助金の減額、injunction 訴訟の提起)を示して遵守を促す。 →連邦の行政機関が、州の不遵守について私人からの不服申立てを受ける。</p>
執行府による司法手続を用いた介入	<p>●non-statutory enforcement →州法や地方の条例が合衆国憲法(大体は平等条項)に違反する場合に、AGが訴訟を提起して、合憲性を争うことについて、個別の法律上の訴権が必要かどうか。</p>	<p>●一般論として、連邦法への遵守の問題は、司法的に解決される。</p> <p>●<u>連邦法による先占(preemption) 事項の場合</u> →United States v. Pittsburg, 661 F.2d 783 (1981)→連邦法(Postal Reorganization Act) に反するピッツバーグ市(CA) 条例の無効確認を求めて合衆国政府が連邦裁判所において訴訟を提起。</p> <p>●<u>連邦のプログラムへの自発的な参加の場合</u> →Connecticut v. Spelling (2006)→No Child Left Behind Act のもとで、プログラムに参加するにあたって、C州が連邦法の適用の免除を受けるための交渉を教育省長官と行ってきたが(その間、不服のある連邦法への不遵守はない)、最終的な解決は司法手続によることが示された。 →連邦法のプログラムの執行過程において、州(地方)公務員が違法な行為(贈収賄)を行った場合に、州公務員に連邦刑法を適用させる連邦法が合憲とされた。SABRI v. US (2004).</p>
議会による立法的介入	<p>●修正14条には、「議会による執行」という文言がある。</p>	

